※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	鈴鹿市立平田野中学校	
	連絡先(内線・外線)	059-378-0126	
	環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員		****	
	当初提出日	令和4年6月17日	
提出日 上半期提出日		令和4年10月14日	
	下半期提出日	令和5年4月7日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認	(※病休,	産休,	育休等は除く)	0

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0
----------------------------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一移定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策理)	ガスヒートポンプマルチエアコン (業務用空調機器 第一種特定製品		5台 18台導入)	
	ヶ月に1回以上(全機種対象)		タイプ クロック クロック クロック クロック クロー・フェー クロー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェ		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月	点検実施日	
6月24日(金)	9月23日(木)	12月16日	3月	117日	
↓ 点検(整備)記録簿への	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁的	的記録によって保存す	⁻ る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3	SA O	
	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せ		対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし					
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量					
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択					

2							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特別の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、例におけるフロン類の漏えい防止に取り組むる必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用の維持保全 ●簡易にないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	使こ 用 を 、 ふ(がコ 隆る を - る用と 環 行	牛乳保冷庫		1台(酉	2膳室)	
上半期 ※簡易点検は3ヶ	7月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	月に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施	B	1月~3月	点検実施E	
6月24日(金)	9月23日(木)		12月16日		3月-	17日	
→ 点検(整備)記録簿への記	『載を済ませたら○を選択 ↓ ※	機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	₿	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する		乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 該当なし 該当なし				:し			
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 - ***********************************							
※機器整備等で都道府県知事	発展の表現である。 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点						

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を対して、	冷蔵庫	9台(校長室・ふれあい2台・保健室・ 家庭科準備室・職員室・体育館ミー ティングルーム・調理準備室・共同調 理室)
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を対して、	テレビ(ブラウン管式)	1台(体育館ミーティングルーム)
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を外別のでは、	洗濯機	2台(保健室•家庭科準備室)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に 処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	合併処理/接触ばつ気方式/360人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環定めるところにより、毎年一省令で定める場合にあつては、令で定める回数)、浄化槽の存成で浄化槽の清掃をしなければい。 第11条 浄化槽管理者は、デで定めるで定める回数ところにより、毎年によりでででででででである回数という。 第15年のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	回、保ば環ーでででででは、では、では、では、では、では、では、では、では、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	净化槽	合併処理/接触ばつ気方式/360人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		望守 変	变更点	·

9				
適用法令等	遵守事項	項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があ 新たに浄化槽管理者にな 更の日から30日以内に める事項を記載した報告 知事に提出しなければな	なった者は、変 、環境省令で定 告書を都道府県	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/360人 槽
年間総合実施状況(入 選択リストから遵守・未遵守・評価事		遵守	変更点	

10						
適用法	等合法	遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2		浄化槽管理者は、当 廃止したときは、環 ころにより、その日 その旨を都道府県知 ばならない。	境省令で定めると から30日以内に、		浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/360人 槽
	総合実施状況(入力 ・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

11					
適用法令等	遵守	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法定による保守点検又成(業者への委託可)しなければならない。	は清掃の記録を作) • 保管(3年間)		浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/360人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

12				
適用法令等	遵守事項	該語	当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条(駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上(面積50 上又は駐車台数40台以上)の 管理する者は、当該駐車場を利用者が自動車等を駐車する場合に て、看板、放送、書面等により、 自動車等の原動機を停止すべきる 周知しなければならない。	注車場を 用する おい 、当該	駐車場	64台
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象を	1 7 7	変更点		

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若で定めるものがそののがでのの外にしみ込むけんのでででののができない。 第3項 研究所の外において毒物をはある場がでのができる場ができる場ができる場ができる場ができる場ができる場ができる場ができる場	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

14					
適用法令等	变变	事項	該当活動	〕,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	第1項 毒物又は劇に 高がない では赤地については赤地について では赤地について では できない。 第3項 毒物又は劇が では できない。 第3項 事物に、「はのでする場所に、「はのでする場所に、「はのでする。	文字及び毒物につ もつて「毒物」の は白地に赤色をも を表示しなければ 物を貯蔵し、又は陳 薬用外」の文字及 毒物」、劇物につ	毒物,	劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

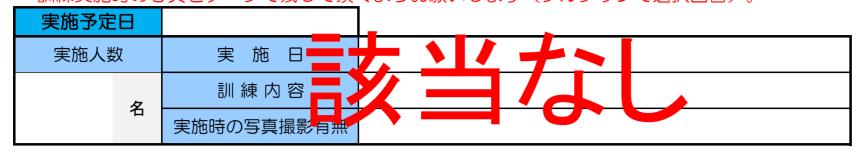
15			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に居け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入え) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		変更点	

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするとさましまり、かじめ規則で定めるところにより、び信者で定めるところに名の氏名又は名称及び信力で定める事項では、その代表の氏名の正場等の名称及び所在地の指定のを開からでは、その他規則では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	ガスヒートポンプマルチエアコン	アイシン H710E2G 7台 圧縮機 出力15.7kw R410A
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例第25条,第29条	(第25条) (第256)	ガスヒートポンプマルチエアコン	アイシン H710E2G 7台 圧縮機 出力15.7kw R410A
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

18						
適用法	等合艺	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保 第31条	全に関する条例	指定施設から騒音を 当該指定施設を設 境界線において排 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	する工場等の敷地 基準に適合しない ならない) ・ガス圧縮機(原 .5kw以上のもの) (冷房能力が1時	ガスヒ	ートポンプマルチエアコン	アイシン H710E2G 7台 圧縮機 出力15.7kw R410A
	総合実施状況(入力) ・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参昭)
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- •訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入) 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

空日:「物品購入か無い」 0.0%以上55%未満:「もっ少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入っている物品が一つでも入っている物品が一つでも入っている物品)を含む物品を購入

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

56.3%

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度に購 入した件数→ 16

徹底されている

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 → O 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

年間を通じて節水節電について啓発活動を行います。 日頃から校内美化に心がけ環境保全に努めます。 地域の美化活動に生徒・職員が参加します。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

• 節水節電啓発

• 地域美化活動への参加

• 大掃除

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画	1]	
---------	----	--

【境境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)		<u> </u>					
実施結果(D) (3月入力)		三			•		
評 価(C) (3月入力)		HY		6			
改 善善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年 (3	F度以降の事業の 3月入力・リストか	の方向性いら選択)		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

I R	1日	F使】

【N4平层】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所
	<u></u>

	所属(課等)	鈴鹿市立白鳥中学校		
連絡先(内線・外線)		059-378-0046		
	環境管理責任推進員	***		
	環境管理推進員	***		
	当初提出日	令和4年6月13日		
提出日	上半期提出日	令和4年10月12日		
	下半期提出日	令和5年4月1日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病体	木,産休,	育休等は除く)	0
			-

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休	,育休等は除く)	0
--------------------	----------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1											
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等							
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、むむとのででである。 ●ではいるフロン類の漏えい防止に取り組むで、むむとのででである。 ・世界に必要。 ・管理する第一種特定製品の設置環境・使用で、必要。 ・管理する第一種特定製品の設置環境・使用で、必要のの維持保全・定期点検・定期点をではできるの修理を行までの後・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、、の報告では、で、の報告ではで、で、の報告では、で、の報告では、で、の表に、の報告では、で、の表に、の報告では、で、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に	時が 境 う 定まへ る類一発 第ロフま	校長室、1階屋外4 多目的、牛乳 (H28年度 SSRH112BAN SSRH140BAN	49台 校長室、1階屋外4台、ミーティング、 多目的、牛乳配膳、心の教室 (H28年度 40台設置) 内訳 SSRH112BANT 8台 出力1.79 SSRH140BAN 29台 出力2.36 SSRH160BAN 3台 出力2.83							
上半期 ※簡易点検は3ヶ	・月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機	種対象)							
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月	点検実施日							
6月1日	9月7日	12月1日	328								
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark>	器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的	り記録によって保存す	る必要あり。							
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3	月 〇							
定期点検の実施(下記の機器を保有する	所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗り	せして実施するもの	対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)							
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 3年に1回以上 3年に1回以上											
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力										
※機器整備等で都道府県知事の	の登録を受けた充塡回収業者より発行された	こ「冷媒充塡証明書」を基に点検記録されたな	菲問合計充塡量	充填なし							
	にしのいずれかを選択	変更点		選択リストから選引・未選引・評価事象なしのN1971かを選択 O							

2							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点に変更の発力のででででででででででででででででででででででででででででででででででで		牛乳保冷庫		1台 牛乳保管庫		
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	ョに1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~			点検実施日	
6月1日	9月7日		12月1日 3			28	
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ ;	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	₹	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する	所属のみ対象。) ※簡易点検に」	上乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上			1年に1回以上		該当なし	該当な	U
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						U
	D登録を受けた充塡回収業者より発行る 	された「	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間は	合計充塡量		
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な			変更点 令和5年2月21日に新し	い保冷	車が設置された。		

3						
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全●簡易点検・定期点検・適高之れた場合の修理を行うまでの力型のではである。のを理を行うまでのがある。でのからではではではではではである。での表して、というではではである。での報告はではではではではである。での報告はではではではである。での報告にではではではできまた。では、というではではではではではではではである。の報告にでは、というではでは、というでは、これでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	製氷機	担模,能力等			
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3ヶ	- 月に1回以上(全機	種対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施				
6月1日	9月7日	12月1日	3月	3月2日		
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁的	記録によって保存す	る必要あり。		
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3.			
定期点検の実施(下記の機器を保有する	所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せし	て実施するもの	対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)		
	■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力					
※機器整備等で都道府県知事の)登録を受けた充塡回収業者より発行された「 -	冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年	間合計充塡量	充填なし 		
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点				

4				N901013				
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいり類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等をの質定漏えいる。(国内で表別を変更の報告は環境の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		ヴォータークーラー		規模,能力等 4台 職員室、体育館外、下、南館		度り廊
上半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	目に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日	
6月1日		9月7日		12月1日 3月2日			2日	
→ 点検(整備)記録簿へ	の記載	を済ませたら○を選択 ↓ ・	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
	定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの 対象台数					定期点権 (今年度の実施		
■空調機器 【7.5kW以上~50kW #	■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 <u>該当なし</u> <u>該当なし</u>					U		
算足漏えい量・充填量(冷媒の 	充填を	行った場合は「 充填量 」及び「X	対媒の種	重類 」を入力。充填がない場合は「	充填な	:し」と入力。) ※3月に入力	充填な	ارا
※機器整備等で都道府県	知事の登	登録を受けた充塡回収業者より発行さ	された「	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間	合計充塡量	7075.00	
年間総合実施状況(選択リストから遵守・未遵守・評価語				変更点				

5				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制用は品家を切支がう【コン掛しるン又建設式気着間機のは場所を実施では、用廃とす機では、工業をは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	この「含葉としずがこるらっちころけ幾てのきでと排特に物うくるじれたなト形ッるー(一にるうに出定あの、は者料らめい形エトセにブ次限よズよを家っ再特運に金のに。エアがパ限ラ電りうマよをするで静道の者行(アコ壁) ウ池、に押庭て商定搬適の者行(アコ壁)ウ池、に	エアコン(家庭用)	8台 配膳室、保管庫6台、図書室
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守 変更点		

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	冷蔵庫	5台 第1理科室、調理室、8組、保健室、職 員室
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制用は品家を切支がう【コン掛レるン又建設式気業な、す機、化庭すに払こ措特ンデけー。管は築計)洗者る特る器当等用る引にの置定ディ形ト)式蓄物し、濯及べ定よ廃該が機者き応法に家ィシ若形、、電にた電機びく家う棄特確器又渡じ律協庭ショしエテ液池組も気・消長庭努物定実廃はしるのカ用ョナくアレ晶をみの冷衣消見庭努物定実廃はしるのカ用ョナくアレ晶をみの冷衣者間機る排庭実物商そと的な器ー又床ンジ(用む除庫乾は使器と出用施の品のにをけ】(は置デョ電しこく及燥	用廃とす機さ収化求よ達れ ウ室きィン源なと。びす棄もる器れ集等めり成ばユィ内形シ受といが)電る物に場廃る若をに、すなニンユでョ信しもで、気この、合棄よしす応こるらッドニあナ機てのきプ冷と排特に物うくるじれたなト形ッるー(一にるラ凍に出定あの、は者料らめい形エトセにブ次限よズ庫よを家っ再特運に金のに。エアがパ限ラ電りうマ、北を家っ再特運に金のに。エアがパ限ラ電りうマ、加庭て商定搬適の者行 アコ壁 ウ池、に 電		テレビ(ブラウン管式)	4台 第1音楽室・体育館ミーティングルーム・技術室準備室・8組
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	音楽室,技術準備質	室, 8組の3台は廃棄済み

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をのは、	洗濯機	1台 調理室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

環境活動報告シート 令和4年度

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。		施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

10				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又 は規模の変更(国土 令で定める軽微、気 る者は、ころ 省令で定めるるところ 省前の原見知事 経由して特定行 ならない(ただし書	交通省令・環境省 更を除く。)をし 土交通省令・環境 により、その旨を 該都道府県知事を に届け出なければ	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

11				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理 定るところによるによるで定める回数 記念で定める回数 記念で定める回数 記念を表している。 1 年のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	毎年一回(環境 あつては、環境省 争化槽の保守らな りなければならな 理者は、環境省令 理者は、環境省で ででは、環境では、環境で ででは、環境で が、指定検査機関	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人 槽
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

12					
適用法令等	遵守	事項	該当活	動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更 新たに浄化槽管理者 更の日から30日以内 める事項を記載した 知事に提出しなけれ	になった者は、変 別に、環境省令で定 報告書を都道府県	≯	争化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	净化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

14						
適用	去令等	遵守	事項	13	核当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第	55久	浄化槽管理者は、法 定による保守点検又 成(業者への委託可 しなければならない	は清掃の記録を作)・保管(3年間)		浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/354人 槽
	総合実施状況(入力 f・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条 (排出水の汚染状態の測定等)	ができる。 ができる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	浄化槽(201人漕以上の場合)	合併処理/接触ばつ気方式/354人槽
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条(駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上(面積500m以上又は駐車台数40台以上)の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	45台
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

17	- COST 19 100 C.Z.II		
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は 劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若では劇物をあるものがその研究所の外にしみ込むければならない。 第1年 一次	毒物,劇物	【種類/アンモニア水・塩化銅・塩酸・酢酸銀水溶液・水酸化カリウム・水酸化ナトリウム・硫酸・硫酸銅・ヨウ素液】
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

18					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	いては赤地に白色を 文字、劇物について つて「劇物」の文字	文字及び毒物につ もつて「毒物」の は白地に赤色をも を表示しなければ 物を貯蔵し、又は陳 薬用外」の文字及 毒物」、劇物につ		毒物,劇物	【種類/アンモニア水・塩化銅・塩酸・酢酸銀水溶液・水酸化カリウム・水酸化ナトリウム・硫酸・硫酸銅・ヨウ素液】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

19					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくけれ、流れではいた場合についるというではいるというである。 これではいるをはいるをはいるをはいるをはいないがあいましたがあいませんがあいませんがあいませんがある。 またはいい 第2項 毒がといいない まんしょう はいき はいき はい	、又は地下にしみ 、不特定又が生を 生上の危害が、その は、は消防の危害を は、は消防の危害を は、は消しの は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		毒物,劇物	【種類/アンモニア水・塩化銅・塩酸・酢酸銀水溶液・水酸化カリウム・水酸化ナトリウム・硫酸・硫酸銅・ヨウ素液】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

- ・該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は,「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると,各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

もう少し努力できる

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグリーン購入(エ

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

72.7%

徹底されている

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

紙の使用量を減らす。4Rを意識しながらごみの量を減らす。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

会議の資料を一部ではあるが、電子化し、紙の使用量を減らす工夫をした。

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

【境児基本計画 】】				
	目標	基本方針		施策
実施施策		実施施策 詳細		担当G
年間計画(P) (当初入力)				
実施結果(D) (3月入力)		三列出	173	
評 価(C) (3月入力)				
改 善(A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リスト)	もの方向性 から選択)

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

[・]上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	: 上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	: 必要に応じて適時入力する箇所
\ A \ = \ \	,

所属(課等)		鈴鹿市立白子中学校		
連絡先(内線・外線)		059-386-0336		
環境管理責任推進員		****		
環境管理推進員		***		
	当初提出日	令和4年6月10日		
提出日	上半期提出日	令和4年10月6日		
	下半期提出日	令和5年4月17日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、	育休等は除く)	0

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0
----------------------------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1																
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等									
以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用課におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行きまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算漏えい量等を国に報告することが求められる。を表しまり規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるで、報告は環境政策課 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある。整合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備対注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種コン類預値収業者」に引き渡す必要がある。を、その際、行程管理制度に従って、回収依頼調ので付等が必要。			使こ 用 を	空冷ヒートポンプエアコン		62台 (H28年度 53台設置) 内訳 SSRH80BANT 2台 出力1,29 SSRH112BAN 9台 出力1,79 SSRH140BAN 42台 出力2,36		11.29 11.79								
上半期 ※簡易点検	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	。 目に1回以上(全機	種対象)									
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施	∃								
令和4年5月6日		令和4年8月5日		令和4年11月8日 令和		令和5年	2月7日									
→ 点検(整備)記録簿へ	の記	載を済ませたら○を選択 ↓ ・	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電荷	兹的記	録によって保存す	る必要あり	0								
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月		1月~3/	1月~3月									
定期点検の実施(下記の機器を保存	して実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の)												
【■南部機の 【フェレルト】 「○ケレスロルト/【こ○レルルト】 オケロスロルト						実施した										
算定漏えい量・充塡量(冷媒の	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力							5.1								
※機器整備等で都道府県	見知事 <i>の</i>)登録を受けた充塡回収業者より発行さ	された「	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間	合計充塡量	た填た たり									
		■ 19.1		変更点				年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択								

2							
適用法令等	遵守事項	遵守事項			規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の過 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	漏えい量等を国に報告することが求められた、国はその算定漏えい量等を公表する。	ひまう 埋ま はん 要プル あく類がある使こ 用 を 、る(がロ。整る を、一る用と 環 行 算。国 あン第備。 「フ種。時が 境 う 定まへ る類一発 第ロフま	牛乳保冷庫		2台(本館東館への通路・西館昇降口)		降口)
上半期 ※簡易点検は	3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	月に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	}	10月~12月 点検実施		1月~3月	点検実施日	
令和4年5月6日	令和4年8月5日		令和4年11月8日		令和5年	F2月7日	
↓ 点検(整備)記録簿への	○記載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	記録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	7月~9月		0	1月~3	月	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの			して実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 該当なし				該当な	:U		
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量				U			
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点							

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を外別のでは、	冷蔵庫	3台(職員室・保健室・準備室)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	①ブラウン管テレビ ②液晶テレビ	①9台(14組・13組・校長室・視聴覚室・音楽室1・音楽室2・準備室×2・第2理科室) ②2台(13組・多目的)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいる。	洗濯機	2台(13組・調理室)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をの制力を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	エアコン(家庭用)	コンピュータ室(4)保健室(1)図 書室(2) 被服室(2)校長室(1)職員室 (4) 特別支援学級(1) 男子更衣室 (1) 計15
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なり		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。		施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の休止し、若しくは廃止しているその使用であるときは、当該使用である。 ときは、当該使用であるときは、当該使用であるときは、当を市長にある。 は、その旨を市長にあるときも、同様とできるときも、同様とできるときも、	止し,又は現に休 を再開しようとす 者は,あらかじ 届け出なければな 項を変更しようと	下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物者有する物でのなりでは、大きなのでは、大きなのができるができるができるができるができるができるができるができるができるができる	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況 (入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

10					
適用法令等	逆变	事項	該当流	5動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	第1項 毒物又は劇に 高物では 高物では 高物では 高いては 高いては 高いに 一切で できない できない この できない この できない この できない この は の できない ままない できない この は の できない この は の できない この は の は の は の は の は の は の は の は の は の	文字及び毒物につまって「毒物」のは白地に赤色をはたければを表示しなければを貯蔵し、又は陳薬用外」の文字及毒物」、劇物につ	##	物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、ぞの旨を保健所、警察署又は消防機関にあるともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参昭)
- ・対象所属が,年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し,その実施内容を入力してください。
- •訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce: ごみを減らす、Reuse: 繰り返し使う、Recycle: 再生利用する、Refuse: 不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 中間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 → 1116 もう少し努力できる 【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える) 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 含む物品を購入

リーン購入(エ コ・グリーン・ 12 GPN商品)を した件数→ R4年度に購

21

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

57.1%

徹底されている

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 0 作成枚数 →

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

→件数を入力すると自動でコメントが表示されます →

入した件数→

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

- ・美化委員会、園芸委員会、福祉委員会を中心に、生徒が主体的に校内や学校周辺の除草作業やごみ拾い等の美化活動を実施する。
- ・PTAと協力して環境整備作業(除草作業および美化活動棟)を実施する。 ※8月に実施予定

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

- ・美化委員会、園芸委員会、福祉委員会を中心に、校内および学校周辺の除草作業やごみ拾い等の美化活動を実施することができた。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、PTAによる環境整備作業を実施することができなかった。次年度は、実施の方向で検討中。
- ・次年度から始まる校舎改修工事に伴い、校舎内外の整備作業等を行うことができた。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本	目標	基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画(P) (当初入力)					
実施結果(D) (3月入力)		三多兰			
評 価(C) (3月入力)					
改 善(A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リスト	後の方向性 から選択)	

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

[R4:	年度】
------	-----

【N4年度】							
	環境管理責任推進員による総合評価						
法の遵守状況(Ⅲ)	法の遵守状況(Ⅲ) 非常訓練(Ⅳ) 所属の目標設定及び実施結果(Ⅵ) 環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅵ)						
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし				

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所
	•

所属(課等)		鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校	
連絡先(内線・外線)		059-386-5852	
	環境管理責任推進員	****	
	環境管理推進員	***	
	当初提出日	令和4年6月2日	
提出日	上半期提出日	令和4年10月5日	
	下半期提出日	令和5年4月12日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休	,育休等は除く)	0
--------------------	----------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施で表示されます。

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1						
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一科 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用的におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行きまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算過に大力を要に報告することが求められる。で、記述をの報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある。の報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類を充塡回収を「第一種フロン類をででである。4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類をでででである。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類の引き渡しを設備業者」に引き渡す必要がある。で、2000ので付等が必要。	を対している。			4台 36台導入)	
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は	下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日		1月~3月	点検実施日	
5月26日	9月30日	12月27日 3月		30⊟		
↓ 点検(整備)記録簿への割	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark>	器を廃棄した後3年間は紙又は電	兹的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3)	Ħ	0
	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せ	して実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当なし	,
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし						
	の登録を受けた充塡回収業者より発行された	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間は	合計充塡量		
年間総合実施状況(入力:3月) 遵守 変更点 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 23						

2							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の適守を通じて、立この管理者の知知の漏えい防止に取り組むが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定表の報告は環境の政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、国収業者」にないまでのよいででである。 場場である。 場場であるというでである。 場別を発展である。 は、第50の数にののでは、整備を関するがある。 は、2000のでは、2000のでは、2000のである。 は、2000のでは、2000のでは、2000のである。 は、2000のでは、2		牛乳保冷庫		1台(昇降口横廊下)		
上半期 ※簡易点検は3ヶ	7月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施		点検実施日		
5月26日	9月30日		12月27日 3月3		BOEI		
↓ 点検(整備)記録簿への記	記載を済ませたら○を選択 ↓ ・	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存する	る必要あり。	
4月~6月 〇 7月~9月 〇		0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易		上乗せし	して実施するもの アルファイン		対象台数	定期点板 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・		1年に1回以上		該当なし	該当なし	,	
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし			
	光填なり ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象を			変更点				

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をの情報を表して、	エアコン(家庭用)	5台
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	: 3月) :しのいずれかを選択	変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	洗濯機	2台(調理室•特別支援準備室)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいる。	冷蔵庫	5台 (職員室・調理室・理科室・特別支援 室・保健室)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいり、	ブラウン管・液晶テレビ/PC	液晶TV:2台 音楽室・校長室 ブラウン管TV:12台(会議室・視聴 覚室×5台・第1理科室・第2理科室・ 美術室・特別支援教室・体育館・金工 室) PC:6台(職員室・コンピューター準 備室×3・相談室・サポート教室)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。		施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

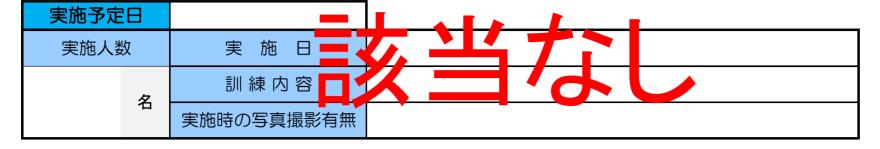
8					
適用法令等	遵守事	項	該当活動,	設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の 休止し、若しくは廃止 止しているその使用を るときは、当該使用者 め、その旨を市長に届 らない。届け出た事項 するときも、同様とす	し, 又は現に休 再開しようとす は, あらかじ け出なければな を変更しようと	下水道排水	〈設備	
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	遵守	変更点			

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを請じない。 第2項 毒物若では劇物でのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若する物でのは、とは劇物をからない。 第2項 毒物者をあれてでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

10					
適用法令等	变变	事項	該当流	5動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	第1項 毒物又は劇に 高物では 高物では 高物では 高いては 高いては 高いに 一切で できない できない この できない この できない この できない この は の できない ままない できない この は の できない この は の できない この は の は の は の は の は の は の は の は の は の	文字及び毒物につまって「毒物」のは白地に赤色をはたければを表示しなければを貯蔵し、又は陳薬用外」の文字及毒物」、劇物につ	##	物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- •訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため,冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守,経済運転の励行,長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 →	326	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果
年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力	746	43.7% 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

69.2%

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度に購 入した件数→ 13

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 → O 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

→ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

普段では節電に努めるとともに、鼓ヶ浦海岸清掃等の地域と連携した活動を通して、地域環境について関心を高めるとともに、学校通信等で伝え外部へのPRとする。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

使用していない部屋の電気やエアコン等を消すなど節電に努めたがコロナ禍で結果的に電気使用量が増加した。また鼓ヶ浦海岸清掃は1回実施し地域環境を考える機会を得ることができた。来年度もSDGsの視点を取り入れた環境教育を推進していきたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本	目標	基本方針		施策
実施施策		実施施策 詳細		担当G
年間計画(P) (当初入力)				
実施結果(D) (3月入力)		三多兰		
評 価(C) (3月入力)				
改 善(A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リスト	後の方向性 から選択)

™ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】

[1] 千千皮】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		鈴鹿市立創徳中学校
連絡先(内線・外線)		059-382-5205
	環境管理責任推進員	****
	環境管理推進員	***
	当初提出日	令和4年6月8日
提出日	上半期提出日	令和4年10月19日
	下半期提出日	令和5年4月7日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・ 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

	携帯していることを確認(※病休,	産休,	育休等は除く)	該当なし
--	------------------	-----	---------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育	育休等は除く)	該当なし
----------------------	---------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	漏えい量等を国に報告することが求めら た、国はその算定漏えい量等を公表する の報告は環境政策課)	空冷ヒートポンプビル用マルチエアコン/ 空冷ヒートポンプエアコン (業務用空調機器 第一種特定象	54台 (空冷ヒートポンプビル用マルチェアコン 45台/ 空冷ヒートポンプエアコン 9台) ※H29.02.28 45台 設置				
上半期 ※簡易点検は3	3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	- に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施[3	10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施E	3
5月19日	8月17日		10月18日 2月15日				
↓ 点検(整備)記録簿への	記載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電荷	兹的記	録によって保存する	る必要あり。	
4月~6月			10月~12月	0	1月~3月		0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの					対象台数	定期点 (今年度の実)	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当なし	該当な	とし
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
※機器整備等で都道府県知	事の登録を受けた充塡回収業者より発行	うされた「	- 冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間は	合計充塡量	737,0	
年間総合実施状況(入 選択リストから遵守・未遵守・評価事績		[†] 29	変更点				

2						
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	牛乳保冷庫		1台(本館北側通用口横)			
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は	下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検			点検実施日	
5月19日	8月17日	10月18日 2月1			15⊟	
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark>	器を廃棄した後3年間は紙又は電磁 	的記錄	录によって保存す ²	る必要あり。	
4月~6月	4月~6月			1月~3月	∃	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する	定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの					美 i有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当な	U
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし						,
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点				

3							
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	ウォータークーラー・製氷機		ウォータークーラー:3台 (職員室・東昇降口・体育館) 製氷機:2台(職員室・理科準備室)		3)		
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は	3ヶ月	引に1回以上(全機	種対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検等			点検実施E	}	
5月19日	8月17日	10月18日 2月-			15日		
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的言己:	録によって保存す	る必要あり。		
4月~6月 〇 7月~9月 〇 10月~1			0	1月~3月	Ħ	0	
定期点検の実施(下記の機器を保有する	所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せし	ノて実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施		
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当な	:U	
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
光填なし ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点					

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をのは、	冷蔵庫	6台 (保健室・職員室・8組・調理準備 室・理科準備室・給食保管室)
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	テレビ(ブラウン管式)	9台 (視聴覚室(少人数教室)・第1理科 室・図書準備室・被服室・9組・第1 音楽室・コンピューター室・8組・第 3倉庫)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に 処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	合併処理/接触ばつ気方式/468人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	净化槽	合併処理/接触ばつ気方式/468人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。		浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/468人 槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		要更点		

10					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,能力等
	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。		浄化槽		合併処理/接触ばつ気方式/468人 槽
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

11					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法定による保守点検又は成(業者への委託可)しなければならない。	は清掃の記録を作) • 保管(3年間)		浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/468人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条(駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上(面積500㎡以上又は駐車台数40台以上)の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	90台(1800㎡)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若で定めるものがそののがでのの外にしみ込むけんのでででののができない。 第3項 研究所の外において毒物をはある場がでのができる場ができる場ができる場ができる場ができる場ができる場ができる場ができる場	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

14					
適用法令等	遵守	事項	該当活	動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	第1項 毒物又は劇物に、「医薬用外」のいては赤地についを文で、劇物につい文をでいる。 第3項 毒物に、「よりではいる。 第3項 毒物に、「は別が」のではいては、劇物にでは、劇物では、「ない。 第3項 毒物に、「はのない。」のでは、「はならない。」のでは、「はならない。」のでは、「はいいいでは、「はいいいでは、」はいいでは、「はいいいでは、「はいいいでは、」はいいでは、「はいいいでは、「はいいいではいいでは、」はいいでは、「はいいいでは、」はいいいでは、「はいいいでは、」はいいいでは、「はいいいいでは、」はいいいでは、「はいいいではいいでは、」はいいいでは、「はいいいでは、」はいいいでは、「はいいいでは、」はいいいでは、「はいいいでは、」はいいいでは、「はいいいでは、」はいいいでは、「はいいいではいいでは、」はいいでは、「はいいいでは、」はいいでは、「はいいいでは、」はいいでは、はいいではいいで	文字及び毒物につ もつて「毒物」の は白地に赤色をもを表示しなければ を貯蔵し、又は陳 薬用外」の文字及 毒物」、劇物につ	毒物	7,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

15					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくにれ、流れではいるにはいる者についての者についるというではないである。 いっている いっと はい	、又は地下にしみ 、不特定又は多数 生上の危害が生で は、道方に 、では 、では 、でで 、でで 、でで 、でで 、でで 、でで 、でで 、でで		毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため,冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守,経済運転の励行,長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 436 50.6% 年間の電子 決裁を含む全 862 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

- ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。
- ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ 15 GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→ R4年度に購 20

【R4年度】環境日標7に対する所属の結果

75.0%

徹底されている

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 0 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

→件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

入した件数→

作成枚数 → 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

①生徒会や委員会が中心となってエコ活動(節電・節水の呼びかけ)に取り組む。 ②PTA・企業と連携したエコ活動(廃油回収)を行う。

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

①各クラスの室長が教室移動の際に照明やエアコンの消し忘れがないか確認した。

生徒会や委員会で節電や節水をよびかけるポスターなどを作成し、廊下や階段等に掲示して、生徒の意識を高めた。

②PTA・企業と連携して食用廃油の回収を行い、保護者、生徒と共にリサイクル運動を実施した。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標	基本方針		施策			
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)		_					
実施結果(D) (3月入力)			夕兰	173			
評 価(C) (3月入力)		-					
改 善善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト	一 の方向性 から選択)		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし				

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	鈴鹿市立神戸中学校
連絡先(内線・外線)		382-0305
	環境管理責任推進員	***
	環境管理推進員	***
	当初提出日	令和4年6月13日
提出日	上半期提出日	令和4年10月12日
	下半期提出日	令和5年4月17日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯しているこ	とを確認(※病休,	産休,	育休等は除く)	該当なし
---------	-----------	-----	---------	------

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易に検・定期に検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を公表する。(国内で表別で表別である。(国内で表別で表別である。) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡可収を「第一種の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関		空冷ヒートポンプビル用マルチエアコン/ 空冷ヒートポンプエアコン (業務用空調機器 第一種特定製品)		1 4台 (空冷ヒートポンプビル用マルチェアコン 13台/ 空冷ヒートポンプエアコン 1台)		
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日	4月~6月 点検実施日 7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日		1月~3月 点検実施日		
5月23日	5月23日 8月3日		11月17日		2月22日		
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。</mark>							
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3	月	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの					対象台数	定期点 (今年度の実	施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					13台(15.0kw) 3年に1回以上	実施した た	なかっ
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点							

2							
適用法令等	遵守事項	遵守事項			規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	漏えい量等を国に報告することが求められた、国はその算定漏えい量等を公表する。 の報告は環境政策理)	牛乳保冷庫	2台(配膳室)				
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検付	は3ヶ月	引に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日	
配膳時,異常がないか毎日点検	配膳時, 異常がないか毎日点	検	配膳時,異常がないか毎日点検 配膳時,異常か		がないか毎日点	検	
↓ 点検(整備)記録簿への	記載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	7月~9月 〇 10月~12月 〇			1月~3	月	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの					対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 <u>該当なし</u>					該当なし	該当な	U
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
※機器整備等で都道府県知	事の登録を受けた充塡回収業者より発行る	された「	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間	合計充塡量	1 元法の(<i>)</i>
年間総合実施状況(入 選択リストから遵守・未遵守・評価事績			変更点				

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	冷蔵庫	5台(調理室・昇降口前・職員室・10 組・10組と保健室の間)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	ブラウン管テレビ	11台(金工室・コンピューター室・第 2音楽室・第1音楽室・第1理科室×4 台・第2理科室・準備室・10組)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5						
適用法	適用法令等 遵守事項		該当活動,設備等		規模,能力等	
廃棄物の処理及び清 3条(事業者の責務)	押に関りる広伴 先	事業者は、その事業 た廃棄物を自らの責 処理しなければなら	任において適正に	廃棄物		施設廃棄物全般
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

6				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を関休止し、若しくは廃止し、又は止しているその使用を再開しるときは、当該使用者は、あらめ、その旨を市長に届け出なけらない。届け出た事項を変更しするときも、同様とする。	は現に休 ようとす らかじ ければな	下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		变更点	ā	

7					
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等	
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条(駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上(面積500㎡以上又は駐車台数40台以上)の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。		駐車場	76台	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若しくは劇物又は毒物名での所の外にのの外にののののでは、一般であるがそののでは、これがでののでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがであるがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これがでは、これができる。 第3項 研究所の外において毒物をでは、のののでは、これがでのののでは、これがでののががある場合には、これがでは、これがでは、これがでは、これができない。 第4項 毒物又は厚生労働省合でで、物を食物の容器として、一般では、これがでは、これがでは、これがでは、これができない。 第4項 毒物又は厚生労働省合でで、物を食物の容器として、一般では、これがでは、これがでは、これがでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9					
適用法令等	遵守	宇事項	該当活動	,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒劇物の表示)	物又はならない。	の文字及び毒物につ をもつて「毒物」の では白地に赤色をも 字を表示しなければ 別物を貯蔵し、又は陳 医薬用外」の文字及 「毒物」、劇物につ	毒物,	劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況 選択リストから遵守・未遵守・評		遵守	変更点		

10					
適用法令等	遵守事項	Į.	該当活動	,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくは劇れれ、流れ出、しみ出、流れ出、しか出、 込んだ場合において保健では の者について保健できるとは を保健が、 管を保健が、 管を保健が、 管を保健が、 に必ずない では、 は、、 は、、 での者にいると では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	は地下にしみ 特定とが生るで 直が生るの 直が機の間を 当に、 を が生の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	毒物,	劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			变更点		

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするとささいのはいるところによりがに掲げる事項(〇氏名又は名称及び住所並びにあっては、その代表者の氏名の種類及びにあっては、での地別のではのではのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	空冷ヒートポンプビル用マルチェアコン	サンヨー SGP-H560M3GZ 13台 圧縮機出力15.0kw R410A
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

環境活動報告シート 令和4年度

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例第25条,第29条	(第25条) 日本 (第25	で で で で で で で で で で で で で で	サンヨー SGP-H560M3GZ 13台 圧縮機出力15.0kw R410A
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

13					
適用法令等	逆 变	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を 当該指定施設を設置 境界線において排 騒音を発生させ 低 電力で を を 登 を 発生さ を 発生 を 発生 と で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	する工場等の敷地 基準に適合しない ならない う ・ガス圧縮機(原 .5kw以上のもの) (冷房能力が1時		空冷ヒートポンプビル用マルチェアコン	サンヨー SGP-H560M3GZ 13台 圧縮機出力15.0kw R410A
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示され ます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

飯底している

【環境目標 4】

4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 24 決裁数を入力 2.1% 年間の電子 決裁を含む全 1145 決裁数を入力 もう少し努力できる

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

コ・グリーン・ 13 GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→ R4年度に購 22

R4年度にグ リーン購入(エ

入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

59.1%

徹底されている

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

四笠を共たが潜せったよりせてまらにしたの	「四位町青イー・カキ」をよさっ
環境負荷を低減するため公共工事設計時の	「境児配慮ナエツノ表」を作成する

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 →件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ R4年度 \bigcirc 作成枚数 → 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標
保健だより,学校通信,学年通信,職員室通信等を発行し,環境活動の推進及び啓発活動を行う。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
すべての月で継続して発行することができた。今後も取り組む。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)		_					
実施結果(D) (3月入力)			多兰	17.	•		
評 価(C) (3月入力)		H		1.00			
改 善善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト	の方向性 から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
]:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		鈴鹿市立大木中学校	
連絡先(内線・外線)		059-385-0316	
環境管理責任推進員		***	
環境管理推進員		***	
	当初提出日	2022.6.13	
提出日	上半期提出日	2022.10.1	
	下半期提出日	2023.3.31	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・ 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※	病休,産休,	育休等は除く)	0

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0
----------------------------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用限におけるフロン類の漏えい防止に取り組むの設置環境・使用環境の必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易に、定期に検・定期に検・定期に検・でででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	空冷ヒートポンプエアコン	45台 (H28年度 40台設置) 内訳 SSRH80BANT 1台 出力1.29 SSRH112BAN 12台 出力1.79 SSRH140BAN 24台 出力2.36 SSRH160BAN 3台 出力2.83				
	- 月に1回以上(全機種対象)		月に1回以上(全機				
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月 点検実施日				
6月1日	9月15日	10月3日	1月18日				
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark>	器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記 	己録によって保存す	る必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	0			
定期点検の実施(下記の機器を保有する		して実施するもの	対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)			
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】	1台 (7.5kw) 3年に1回以上	実施した					
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択							

2						
適用法令等	遵守事項	規模,	能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策理)	牛乳保冷庫		1台(生徒昇降口)		
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施		点検実施日		
6月1日	9月15日	10月3日		1月18日		
↓ 点検(整備)記録簿への	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark> 器	号を廃棄した後3年間は紙又は電荷	兹的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3月	Ħ	0
定期点検の実施(下記の機器を保有す	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せ	して実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・15 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満	該当なし	該当な	U			
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						
たらりに入ります。 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遊守 変更点						

3							
適用法令等	遵守事項				能力等		
以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の制断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのプロン類の抗資の原則禁止 ●点検・整備の配線作成、保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を固に報告することが求められる。また、国人の管理者の判断の基準となる。 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となる。 第16条により規定される第一種特定製品の管理者は、第定書きを公表する。 第16条により規定される第一種特定製品の管理者は、管理を対象を対象を関定漏えい量等を公表する。 第2、第16条により規定される第一種特定製品の管理者を必要がある。 第2、第2下半期使用停止②キューブアイスメーカー 第4階に管理者名を確実に伝達する必要がある。 第4、機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充資回収業者」に引き渡すか、フロン類充資回収業者」に引き渡すか、フロン類充資回収業者」に引き渡すか、フロン類充資回収業者」に引き渡すがある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		①3台(体育館・中館北館通路・第2グランド)②1台(本館相談室)		各•			
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検 は	は3ヶ月	月に1回以上(全機	種対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実		点検実施日			
6月1日	9月15日	10月3日		1月18日			
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	兹的記	録によって保存す	る必要あり。		
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3月	Ħ	0	
定期点検の実施(下記の機器を保有する	所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施		
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上							
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
	年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点						

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいる。	エアコン(家庭用)	(心相室:R410A) (配膳室:R410A×1) (保管室:R32×2)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を対して、	冷蔵庫	7台 (調理準備室・7組・保健室・職員室・ 湯沸室・研修室×2)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制用は品家を切支がう【コン掛レるン又建設式気料をり制度である。 (本) を (大) を	ブラウン管テレビ	音楽室・第1理科室×4台・ 第2理科室×4台・ 被服室・7組・校長室
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	洗濯機	3台(7組・保健室・調理室)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8						
適用法	適用法令等 遵守事項		事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清 3条(事業者の責務))	事業者は、その事業 た廃棄物を自らの責 処理しなければなら	任において適正に		廃棄物	施設廃棄物全般
	総合実施状況(入力 ・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し, 休止し,若しくは廃止し,又は現に休止しているその使用を再開しようとす るときは,当該使用者は,あらかじ め,その旨を市長に届け出なければな らない。届け出た事項を変更しようと するときも,同様とする。	下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		変更点	

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、置は紛失することを防ぐのに必要な措置をあるとならない。 第2項 毒物若可のは劇物又はよる物でののない。 第2項 毒物者有すの研究しては劇物をからない。 第3項 物をからない。 第3項 がはいるがいのののではいるがでは、これにはない。 第3項 がいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるが	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

11					
適用法令等	变变	事項	該当活	動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	第1項 毒物又は劇! に、「医薬用外」のいては赤地については赤地について 文字、劇物につい文 ででない。 第3項 毒物又は劇! 列する場所に、てはのいではならない。 がある場所にないではない。	文字及び毒物につきつでは白地に赤色をもきる。を表示しなければを野蔵し、又は陳瀬を野蔵し、別物につ事物」、劇物につ	毒物	D , 劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

12					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくにれ、流れではいるにはいる者についての者についるというではないである。 いった はいった はいった はいった はいった はいった はいった はいった	、又は地下にしみ 、不特定又は多数 生上の危害が生で は、直ちに機関を は、消防機の危害を は、消防機の危害を はが盗難にある を が盗難にあい、 で で で で の に の に の の の の の の の の の の の の		毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため,冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守,経済運転の励行,長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境日標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 266 44.1% 年間の電子 決裁を含む全 603 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

> > 「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ 16 GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→ R4年度に購 23

入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

69.6%

徹底されている

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ R4年度 0 作成枚数 → 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

PTAや地域と協力して、奉仕作業を行う。生徒会と福祉委員会でエコキャップの回収を行う。生活委員会で節電節水を呼びかける。

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

PTAや地域と協力して,奉仕作業を行う。生徒会と福祉委員会でエコキャップの回収を行う。節電を呼びかける。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】 基本方針 基本目標 施策 実施施策 担当G 実施施策 詳細 年間計画(P) (当初入力) 実施結果(D) (3月入力) 価 (C) (3月入力) 改 善(A) (3月入力) 環境管理責任推進員評価 次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択) (3月入力・リストから選択)

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】						
	環境管理責任推進員による総合評価					
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)			
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし			

[・]上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		鈴鹿市立千代崎中学校
連絡先(内線・外線)		059-382-0125
環境管理責任推進員		****
	環境管理推進員	***
当初提出日		令和4年6月2日
提出日	上半期提出日	令和4年10月3日
	下半期提出日	令和5年4月3日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・ 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,	育休等は除く)	0
---------------------	---------	---

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産	木,育休等は除く)	該当なし
-------------------	-----------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の 正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第 特定製品の管理者の判断の基準とな べき事項	ij 一種	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に引きない要がある場合、整備者に受理者は、を強力して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類を頂回収業者」に引き渡いの受けある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類の引き渡回収業者」に引き渡ず必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡ず必要がある。 5. では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		空冷ヒートポンプエアコン		54台 (内,H28年度 38台設置) 内訳 SSRH80BANT 3台 出力1.29 SSRH140BAN 35台 出力2.36		1.29
	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)				3に1回以上(全機		
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日		1月~3月	点検実施	∃
6月17日		9月14日		11月18日		2月 ⁻	10日	
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記	載を済ませたら○を選択 ↓ ・	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電荷	兹的記	録によって保存す	る必要あり	•
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∄	0
定期点検の実施(下記の機器を保存	する	 所属のみ対象。) <mark>※簡易点検に」</mark>	上乗せし	して実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・ ■空調機器 【7.5kW以上~50kW		10以上 ・・・3年に1回以上/【50kW以上】		・1年に1回以上		1台(7.5kw) 3年に1回以上	実施した	
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力								
※機器整備等で都道府県 	発送月に入り 充填なし ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						さし	
年間総合実施状況 選択リストから遵守・未遵守・評価			50	変更点				

2						
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の所頭の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡である。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。方類の引き渡しを設備業者等に表話して、回収依頼書の交付等が必要。	定製品 使用時 ことが 用環境 を行う 、算定 る。国へ			湯沸室)	
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月		1月~3月	点検実施日	
6月17日	9月14日	11月18日		2月	10日	
↓ 点検(整備)記録簿への詞	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3月	∄	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せ	して実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満	に1回以上 】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・	• 1年に1回以上		該当なし	該当な	
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力					充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量					·	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		変更点				

3					
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模	,能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全●簡易点検・定期点検●漏えいや政類の充塡の原則禁止●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、、算定漏えい量等を関定漏えいがある。(国内で表別で表別である。(国内で表別で表別である。(国内で表別で表別である。(国内で表別で表別である。(国内で表別で表別である。(国内で表別で表別である。(国内で表別で表別である。(国内で表別で表別で表別である。(国内で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別である。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種特定製品の管理者と、整備者に対して、整備発力の引き渡しを設備業者等に表別である。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種特定製品の解集者」に引き渡すがある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一類の引き渡しを設備業者等に表別である。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一類の引き渡しを設備業者等に表別である。 5. では、このでは、このでは、こので付等が必要。	東芝ウォータークーラー		4台 宮3階廊下,新館1階 本館2階手洗い場)	
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~		月 点検実施日	
6月17日	9月14日	11月18日	2)	月10日	
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記録によって保存・	する必要あり。	
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~	3月	
定期点検の実施(下記の機器を保有する	所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せし	して実施するもの	対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力					
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量					
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点			

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	冷蔵庫	6台 (保健室・職員室・第1理科準備室・フ ロンティア・調理室・給湯室保冷庫)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制制には、	ブラウン管テレビ	本館1階音楽室×2・校長室×1・第1 理科室×1・第2理科室×1・フロン ティア①×1・フロンティア3×1・ 国際理解教室×1・新館音楽室×1・ 体育館×1
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をのは、	洗濯機	3台(フロンティア・調理室・保健室)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。		施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8					
適用法令等	遵守事	項	該当活動,	設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の 休止し、若しくは廃止 止しているその使用を るときは、当該使用者 め、その旨を市長に届 らない。届け出た事項 するときも、同様とす	し, 又は現に休 再開しようとす は, あらかじ け出なければな を変更しようと	下水道排水	〈設備	
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若有する物でのは劇物をあるがそのがありない。 第2項 毒物をするがありないのからない。 第2項 毒物をするがありないのがありないのがではいるができるができるができるができるができるができるができるができるができるができ	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

10					
適用法令等	遵守事項		該	当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	第1項 毒物又は劇物に、「医薬用外」のでいては赤地に白色をも文字、劇物についてはでない。 第3項 毒物又は劇物 別でない。 第3項 毒物又は劇物 別で表していては、「医薬」のでは、「劇物」の文字をは、「劇物」の文字をある。	文字及び毒物につのもつでは一般である。 なきないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない		毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、 れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ 込んだ場合において、不特定又は多数 の者について保健衛生上の危害が生ず るおそれがあるときは、直ちに、その 旨を保健所、警察署又は消防機関に届 け出るとともに、保健衛生上の危害を 防止するために必要な応急の措置を講 じなければならない。 第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、 第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、 は紛失したときは、直ちに、その旨を 警察署に届け出なければならない。	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参昭)
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- •訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce: ごみを減らす、Reuse: 繰り返し使う、Recycle: 再生利用する、Refuse: 不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値



【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

リーン購入(エ コ・グリーン・ 50 GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→ R4年度に購

70

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

71.4%

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

|環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 0 作成枚数 →

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

→件数を入力すると自動でコメントが表示されます →

入した件数→

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

地域と連携した環境活動を実施する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

保護者や地域との連携により、廃品回収や海岸清掃等の環境を重視した取組を実施することができた。次年度以降も継続していきたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針			施策	
c==+/-+/- */*		実施施策			+□.\/.0		
実施施策		詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			夕当				
評 価(C) (3月入力)							
改 善善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト	め方向性 から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

•環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】

法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		鈴鹿市立天栄中学校		
連絡先(内線・外線)		059-386-0444		
環境管理責任推進員		***		
環境管理推進員		***		
	当初提出日	令和4年6月13日		
提出日	上半期提出日	令和4年10月18日		
	下半期提出日	令和5年4月14日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,	産休、育休等は除く)	0
------------------	------------	---

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休	, 育休等は除く)	該当なし
--------------------	-----------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動, 施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の廃則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を回に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類の引き渡しを設備業者等に表託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すが表えた、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。				空冷ヒートポンプエアコン			2台 35台設置) 35台 出	
上半期 ※簡易点検は	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	ョに1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施	В	1月~3月	点検実施	Θ
6月22日		9月26日		12月27日 3月3			30日	
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記述	載を済ませたら○を選択 ↓ ・	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり)。
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3	 月	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの 対象台数						定期!		
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当	なし		
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力								
※機器整備等で都道府県	発送月に入り ・							なし
年間総合実施状況 選択リストから遵守・未遵守・評価			なしる	変更点				

2							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の作頭の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2.一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい書等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収する必要がある。を整備を理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類充塡回収業者」に引き渡すがある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。			牛乳保冷庫		1台(東館	1台(東館西昇降口)	
上半期 ※簡易点検は3ヶ	7月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施		1月~3月	点検実施日]
6月22日	9月26日		12月27日		3月30日		
↓ 点検(整備)記録簿への記	記載を済ませたら○を選択 ↓ 🗦	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3)	目	0
	定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの					定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当なし	当なし 該当なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						充填な	U
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		るし	変更点				

3							
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点やを定期点検 ●漏えいや改算の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告する。(国はその報告に表明を引きない表する。(国はその報告は環境又は回収する必要がある場合、整備者」に委託しなければならない。整備を記述を開きるとが表もして、整備を関いて、を関いて、を関いて、を関いて、を関いて、を関いて、を関いて、を関いて、	①キューブアイスメーカー ②ウォータークーラー	②3台(体育館昇降	〔職員室〕 聲□・本館昇降□西・ 降□東〕			
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機	種対象)			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施日					
6月22日	9月26日	12月27日	3月	30⊟			
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁6	的記録によって保存す 	る必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3	Я O			
定期点検の実施(下記の機器を保有する	所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せし	して実施するもの	対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)			
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】	該当なし	該当なし					
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
※機器整備等で都道府県知事の	※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	:3月) 評価事象なし	変更点					

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	冷蔵庫	4台 (特別支援室H組·保健室·調理室· 職員室)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を対して、	テレビ(ブラウン管式:3)(液晶: 3)	ブラウン管式:3台 図書室・第2音楽室・資料室2階(2) 液晶:多目的①・第2理科室・校長室
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	適用法令等 遵守事項		規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	エアコン(家庭用)	9台 教育相談室,パソコン室,特別支援室H 組,本館1階保管室,本館2階保管 室,本館3階保管室,東館1階保管 室,東館2階保管室,東館3階保管室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	:3月) 評価事象なし	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。		施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	合併処理/接触ばつ気方式/195人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理 学化に 学の 学の 学の 学の 学の 学の できない できない から	、毎年一回(環境 あつては、環境省 浄化槽の保ならな シなければならな 理者は、環境省令 では、環境省では、環境のでは、環境では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/195人 槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

10						
適用法令等	Ŧ	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2		浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。			浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/195人 槽
年間総合実 選択リストから遵守・未遵	ミ施状況(入力: 遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/195人 槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

12					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
海化	浄化槽管理者は、法 定による保守点検又 成(業者への委託可 しなければならない	は清掃の記録を作)・保管(3年間)		浄化槽	合併処理/接触ばつ気方式/195人 槽
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条(駐車場管理者の義務)	規則で定める規模以上(面積500㎡以上又は駐車台数40台以上)の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	40台/1,360㎡
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物若しくは劇物又は毒物名でを調物をあるものがその研究がありない。 第2項 毒物若では劇物でありないでありないでは、流れらのができるができるができるができるができるができるができるができるができるができる	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

15					
適用法令等	遵守	事項	該当活動	动, 設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	第1項 毒物又は劇に、「医薬用外」のいては赤地について文字、劇物につい文字を含ない。 第3項 毒物又は劇りが高がない。 第3項 毒物に、ては別が高が高いに、ではのいてはいているがある。	もつて「毒物」のは白地に赤色をもきを表示しなければを を表示しなければを 物を貯蔵し、又は陳 薬用外」の文字及 毒物」、劇物につ	毒物	,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日			_			
実施人数	実施日	/-	1			
Ø	訓練内容	1				
名	実施時の写真撮影有無					

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 289 54.1% 年間の電子 決裁を含む全 534 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

- ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。
- ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> リーン購入(エ 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 コ・グリーン・ 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→ R4年度に購 5 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 入した件数→

3

R4年度にグ

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

60.0%

徹底されている

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 O 作成枚数 →

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

→ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

数年中止となっていた中学校区内の廃品回収の再開・実施、回収ボックスへの資源ごみ搬入等、学校内だけでなく地域への協力要請等の4R活動の啓発活動を行 う。

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

数年中止となっていた中学校区内の廃品回収を再開・実施することができた。

回収ボックスへの資源ごみ搬入等、学校内だけでなく地域への協力要請等の4R活動の啓発活動を行うことができた。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】								
基本	基本目標		基本方針			施策		
実施施策		実施施策 詳細			担当G			
年間計画(P) (当初入力)		_						
実施結果(D) (3月入力)			夕兰	173				
評 価(C) (3月入力)		-						
改 善善(A) (3月入力)								
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト	一 の方向性 から選択)			

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(皿)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	_
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		鈴鹿市立鈴峰中学校		
連絡先(内線・外線)		059-371-0023		
	環境管理責任推進員	***		
	環境管理推進員	***		
	当初提出日	令和4年6月10日		
提出日	上半期提出日	令和4年10月19日		
	下半期提出日	令和5年3月24日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

• 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産	休,育休等は除く)	0
-------------------	-----------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	遵守事項			該当活動,設備等		規模,能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易にいなりででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、		空調機(第一種特定製品・業務用)空冷ヒートポンプエアコン		(H29年度 内	台 30台設置)	
上半期 ※簡易点検	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施	1月~3月	1月~3月 点検実施日		
5月13日		8月30日		12月22日 2月2			27日	
↓ 点検(整備)記録簿^	の記	載を済ませたら○を選択・↓・	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電視	兹的記	録によって保存す	る必要あり	0
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3.	月	0
		所属のみ対象。) ※簡易点検によ	上乗せし	して実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の)	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 1台 該当							該当為	しえ
	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
年間総合実施状況 選択リストから遵守・未遵守・評価		19.7	63	変更点			1	

2							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を回じて、質定漏えいる。の報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類を充塡の収を「第一種フロン類を充塡回収を「第一種フロン類を充塡回収を「第一種フロン類をでででである。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類をでででである。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類の引き渡しを設備業者」に引き渡すがある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類の引き渡しを設備業者等に委託して、種間である。 5. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。 5. では、との際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		牛乳保冷庫		1台(牛乳	[[検収室]	
上半期 ※簡易点検は3ヶ	r月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施		1月~3月	点検実施日	
5月13日	8月30日		12月22日 2月			27日	
↓ 点検(整備)記録簿への記	『載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	滋的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する	所属のみ対象。) ※簡易点検に」	上乗せし	して実施するもの アルファイン		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年間 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】	-1回以上 ・・・3年に1回以上/【50kW以上】		1年に1回以上		該当なし	該当な	U
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充塡	を行った場合は「 充填量 」及び「X	合媒の科	重類 」を入力。充填がない場合は「	充填な	し」と入力。) ※3月に入力	充填なし	,
※機器整備等で都道府県知事	の登録を受けた充塡回収業者より発行る	された「	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間で	合計充塡量	7025700	
年間総合実施状況(入力選択リストから遵守・未遵守・評価事象を			変更点				

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を外別のでは、	冷蔵庫	5台 (調理室·牛乳保冷室牛乳保冷庫· 保健室·職員室·校長室)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	テレビ(液晶式)	液晶式7台
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいる。	洗濯機	2台(調理室•牛乳保冷室)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をのは、	エアコン(家庭用)	6台
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。		施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11 条	使用者は、排水処理施設の使用を開始, 休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

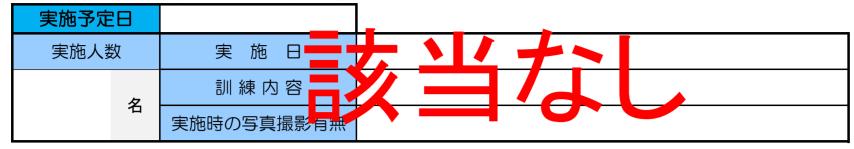
9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項 毒物者とは劇物又は毒物者でのよりであるものがそのがでのができますができます。 第2項 事物者では、大きなのができますができます。 第3項 では、これができますができます。 第3項 では、これができまずでできます。 第3項 では、これができまずでできます。 第3項 では、出いてものががいるができない。 第3項 では、出いてものががいるができない。 第4項 毒物又は厚生労働省とは、をいるのといるをは、できない。 第4項 毒物又は厚生労働省とは、をいるのといるのといるのといるのといるのといるのといるのといるのといるのといるのと	毒物,劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

10					
適用法令等	遵守	事項	該当活動	,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)	第1項 毒物又は劇物に、「医薬用外」のいては赤地について、劇物につい文でである。 まっている 事物に、「ない。 まっている。 まっている はいては、関ができない。 まっている はいている はいている はいている はいない はいない はいない はいない はいない はいない はいない はい	文字及び毒物につ もつて「毒物」の もつ地に赤色をもを表示しなければ かを貯蔵し、又は陳薬用外」の文字及毒物」、劇物につ	毒物,	劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

11					
適用法令等	遵守事	項	該当活動,	設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(の際の措置)	第1項 毒物若しくは れ、流れ出、しみ出、 込んだ場合において、 の者について保健衛生 るおそれがあるときは 旨を保健所、警察署又 け出るととめに必要な じなければならない。 第2項 毒物又は劇物が は紛失したときは、 管察署に届け出なけれ	又は地下にしみ 不特定害がというでは 不特定を を を を を は 消 生 の に り り り り り り り り り り り り り り り り り り	毒物,	劇物	【種類/ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況 (選択リストから遵守・未遵守・評価		遵守変	更点		
	入力:3月)		更点		

IV 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参昭)
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- •訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値



【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

リーン購入(エ コ・グリーン・ 11 GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→

17

R4年度に購

入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

64.7%

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 0 作成枚数 →

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

廃品回収活動をPTA・生徒と地域ぐるみで行う。学校だよりや自治会回覧などを通じて、廃品回収や学校のエコ活動の取り組みを紹介する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

年間2回の廃品回収が実施できた。自治会回覧などを通して、地域にも呼びかけ回収することができ、その様子を掲載した学校だよりを地域に回覧することができ た。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本	目標	基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画(P) (当初入力)				1	
実施結果(D) (3月入力)		三夕	当江		
評 価(C) (3月入力)		H			
改 善善(A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リスト	業の方向性 -から選択)	

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

[R4:	年度】
------	-----

【口44及】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(皿)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし